

暫定基準(第2次案)が設定される農薬等のうちJMPR又はJECFAにおいてADIを設定出来ないと評価された品目の取扱い(案)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入については、食品安全委員会は食品安全基本法第23条第1項第5号の規定に基づく調査審議を行い、平成17年4月28日に暫定基準を設定する物質の再点検など6項目について厚生労働大臣に対して意見を提出した。

このうち暫定基準を設定する物質の再点検について、次のとおり意見を述べている。

1 食品の安全性の更なる向上を図るため、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、貴大臣が暫定的に定めることとしている農薬等の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。)を設定すべき物質について再点検すること。

その場合、我が国において評価が行われておらず、JMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)、JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日許容摂取量(ADI)を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除を含めて検討すること。

「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について(意見)」(平成17年4月28日付府食第450号)

この意見に基づき、平成16年8月に公表した暫定基準第2次案で基準を設定する農薬等のうち、JMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)又はJECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)で一日許容摂取量(ADI)を設定できないとした物質(10物質)について再点検を行った結果、次のとおり対応することとする。

#### 最終案における取扱い

- (1) 国内で現在農薬取締法等により登録等行われており使用が認められている場合又はリスク評価に関する資料が提供される場合、優先的にリスク評価を行うこととし、当該農薬等に暫定基準を設定する。
- (2) 既に残留基準が設定された農薬等と同じ成分が含まれており、その区別が困難と考えられる場合又は農薬等として使用されていないと考えられる場合、当該農薬等に暫定基準を設定しない。
- (3) (1)及び(2)以外の農薬等については、暫定基準を「不検出」とする。ただし、最終案に対する意見においてリスク評価に関する資料の提出があれば、上記(1)と同様に取り扱うこととする。

番号	品目名	暫定基準で参照した基準	ADIを設定しないと判断した理由	対応案
9	BHC	BHC ( $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 及び $\delta$ -BHC の総和): 加、豪 リンデン ( $\gamma$ -BHC): コーデックス、米、EU、加、豪	発がん性及び難分解性 (1973・JMPPR)	暫定基準は設定しない。(上記取扱いの(2)) なお、リンデンについては暫定基準を設定する。(リンデンはADIが設定されているため)
12	DNOC	EU	肝毒性(1965・JMPPR)	暫定基準は設定しない。(上記取扱いの(2))
52	アレスリン	日本(動物薬)	肝毒性(1965・JMPPR)	暫定基準を設定し、優先的に評価を行う。 (上記の取扱い(1))
123	オキシリニック酸	日本(農薬・動物薬)、EU、豪 (LOD)	幼犬での関節軟骨退行的変化及びアルカリホスファターゼ減少が観察されたことから、NOELを設定せず。 (1994・JECFA)	暫定基準を設定し、優先的に評価を行う。 (上記の取扱い(1))
145	キシラジン	日本(動物薬)	代謝物に遺伝毒性及び発がん性の疑い(1996・JECFA)	暫定基準を設定し、優先的に評価を行う。 (上記の取扱い(1))
152	グアザチン	豪州	発がん性(1994・JMPPR)	暫定基準を作成しない。(上記取扱いの(2))
153	クマホス	米国、豪州	催奇形性(1990・JECFA)	暫定基準を「不検出」とする。(上記の取扱いの(3))
289	スルファチアゾール	日本(動物薬)、米国(LOD)、加	ホルモン影響に関するデータ不足 (1989・JECFA)	暫定基準を設定し、優先的に評価を行う。 (上記の取扱い(1))
322	タイロシン	日本(動物薬)、米国(LOD)、EU、豪(LOD)、加	毒性及び微生物影響に関するデータ不足。人への微生物学的リスクの疑い(1991・JECFA)	暫定基準を設定し、優先的に評価を行う。 (上記の取扱い(1))
557	プロファム	EU(LOD)、NZ	試験設計の不備。追加資料を要求 (1992・JMPPR)	暫定基準を「不検出」とする。(上記の取扱いの(3))

(注)本年4月21日に食品安全委員会に提出した「JMPPR 及び JECFA において NO ADI と評価された品目」には四塩化炭素も記載されているが、1999年にWHOの環境保健クライテリアによって、TDIが設定されていることが確認できたので、本資料からは除外した。